

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
日本語教室ボランティア実施要領

（目 的）

第1条 この要領は、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（以下、「財団」という。）定款第4条第7号に定める多文化共生社会の実現に向けて、日本語学習を必要とする在住外国人に対して、その機会を提供する日本語教室の学習補助をするボランティアの登録・活動に際し必要な事項を定める。

（ボランティアの種類と活動内容）

第2条 この要領におけるボランティアの種類と活動内容は次のとおりとする。

（1）日本語教室ボランティア

当財団が実施する日本語教室において、日本語講師の補助を行う。

（登録資格）

第3条 ボランティアに登録できるのは、次の要件を満たす者とする。

- （1）沖縄県内に在住している満18歳以上で、日本語教育の経験又は関心がある方
- （2）外国人との交流に関心がある方
- （3）開講期間を通じ、継続的に参加が見込める方

（登録の方法）

第4条 ボランティアの登録に関しては次のとおりとする。

- （1）オンライン上の登録申請書（第1号様式）に必要事項を記入し、財団に提出するものとする。
- （2）財団は、前号に規定する登録申請書を受理した時は、その内容を審査し、登録の可否を決定して、その結果を申請者に通知するとともに、登録名簿に搭載するものとする。
- （3）登録したボランティアは、登録後に登録申請書の記載事項に変更があった場合は、速やかに財団に連絡するものとする。

（登録期間）

第5条 登録の期間は原則として4月1日から翌年の3月末日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録した者については、その翌年の3月末日までとする。

（登録の抹消）

第6条 財団は、登録したボランティアが次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者本人から登録抹消の申し出があったとき
- (2) 登録者が死亡又は所在不明で連絡が取れなくなったとき
- (3) 第3条に規定する登録資格を欠くこととなったとき
- (4) ボランティアとして、ふさわしくないと認められる事実が判明したとき

(個人情報の保護)

第7条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

(1) 財団は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報は、財団個人情報管理規程に基づき取り扱うものとする。

(2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

(活動の依頼)

第8条 ボランティアへの活動依頼に関しては、次のとおりとする。

(1) 活動の前月に、財団からボランティアに活動を依頼し、回答を得て、シフト表を作成するものとする。

(活動報告)

第9条 ボランティアは、活動終了後に活動報告書（第2号様式）を財団に提出するものとする。

(交通費の支給)

第10条 ボランティア活動に係る交通費は、財団が負担するものとし、次の費用を直接ボランティアに支払うものとする。

(1) 起点間の距離に、1キロメートルあたり20円を乗じて得た額を支給する。路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(保険加入)

第11条 ボランティア活動中の傷害事故・賠償責任に備え、財団はボランティアを補償の対象とする保険に加入し、その費用を負担するものとする。

(免責等)

第12条 ボランティアは、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないように十分に配慮しなければならない。

(1) ボランティアが活動によって被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第11条の保険から支払われる金額を限度とする。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるものの他、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。